

那覇市福祉バス運行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を含め、市内の福祉施設及び介護予防拠点を利用する高齢者の交通手段の確保を図り積極的な社会参加を支援するため、那覇市福祉バス運行事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、那覇市とし、事業の目的を達成するために適当と認める事業者へ委託することができる。

2 前項の委託を受けた事業者（以下、「受託業者」という。）は、事業担当運転手を複数人確保し、市又は受託事業者が保有する車両を用いて事業を実施する。

3 受託業者は、受託期間中は善管注意義務を持って車両を管理するとともに、法定点検や定期点検など安全に運行ができる対応をとること。

(運行日)

第3条 福祉バスの運行は、次の各号に掲げる日を除き、毎日実施するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日(敬老の日を除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 6月23日(慰霊の日)
- (5) 福祉バスの点検、修繕等に要する日

(運行事業)

第4条 福祉バスの運行は、那覇市総合福祉センター、老人福祉センター、老人憩の家等の福祉施設及び那覇市地域包括支援センター等の介護予防拠点を1日4便巡回するものとし、運行経路及び停車時刻は別表「福祉バスふくちゃん号時刻表」のとおりとする。

2 前項に定める停車時刻よりも早めに到着する場合は、当該停留所の停車時刻まで待機する。

(利用者)

第5条 福祉バスを利用できる者は、那覇市民であって、60歳以上の高齢者、障がいのある者及び付き添いの方とし、利用料は無料とする。

2 前項の付き添いは、原則一人まで認めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年4月1日健康福祉部長決裁)
- 2 那覇市福祉バス運行事業実施要綱（平成11年5月1日施行）は廃止する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。